

福利厚生プラン 養老保険〔無配当〕



大切な社員と
そのご家族を
守り、支える。

経営者にとっての最重要課題のひとつは「人」に関することです。

人は大切な**財産**だ

我が社の**繁栄**に人材は欠かせない

社員には**長く勤めて**もらいたい

有能な人材を増やしたい

社員には**やる気**をもって働いてもらいたい

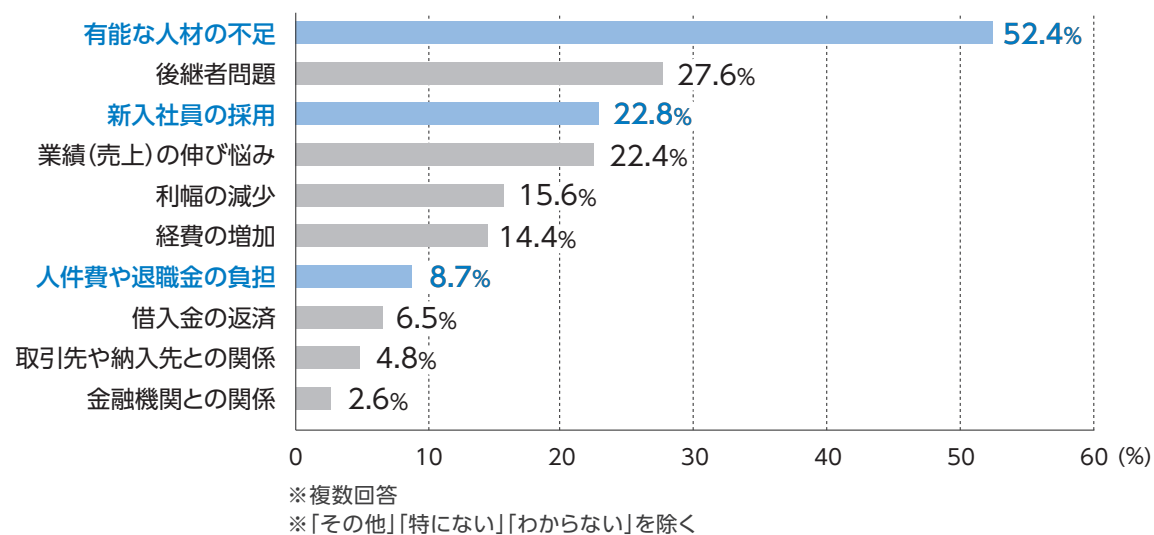
社員の長年の**功労**には報いたい

社員やその**家族のため**万一の時の備えも必要だ

我が社で**働いてよかった**と思ってもらいたい

■経営に関する悩み 出典1

企業経営の課題は、何よりもまず、有能な人材の確保ではないでしょうか。
そして 新入社員の採用や人件費・退職金の負担 も大きな問題の1つと考えられます。



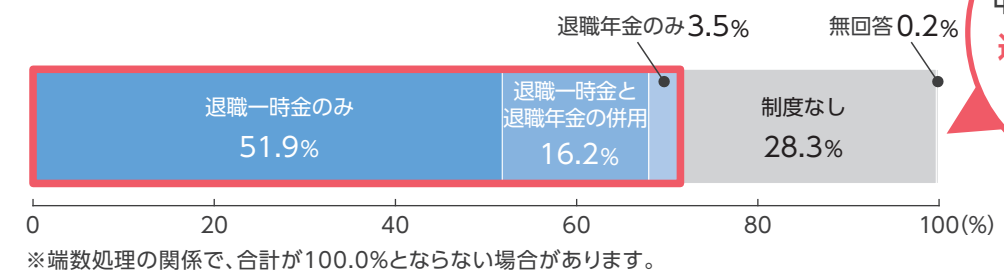
出典1 エフピー教育出版「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

出典2 東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情(令和4年版)」をもとにジブラルタ生命作成

☑ 役員・従業員のために準備しておきたいこと

- ☐ 退職一時金、弔慰金制度
- ☐ 退職金支給のための計画的な資金準備
- ☐ 役員・従業員の万一の時の保障確保 …等

■退職金制度の有無 出典2



中小企業の**約7割**が**退職金制度を導入**しています。

■モデル退職金(*) (退職時の支給金額) 出典2 (*) 学校を卒業してすぐ入社の方が普通の能力と成績で勤務した場合の退職金水準

学歴	勤続年数(年)	年齢(歳)	支給金額(万円)	
			自己都合退職	会社都合退職
大学卒	10	32	112.1	149.8
	20	42	343.1	414.7
	30	52	653.6	754.2
	定年		—	1,091.8
高専・短大卒	10	30	98.7	126.9
	20	40	292.4	346.5
	30	50	565.8	645.9
	定年		—	983.2
高校卒	10	28	90.7	122.3
	20	38	272.9	328.4
	30	48	532.5	604.6
	定年		—	994.0

大学卒の方が定年退職する場合の退職金の目安は、1人あたり**約1,092万円**です。



必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。



退職金支給のための計画的な資金準備はできていますか？

「養老保険」を活用した福利厚生プラン をご紹介します。

役員・従業員とそ

福利厚生プランとは

導入のメリット

1. 死亡退職金・弔慰金の財源確保

保険期間中に役員・従業員に万が一のことがあった場合は、死亡保険金が役員・従業員の遺族に支払われますので、死亡退職金・弔慰金の財源として活用できます。

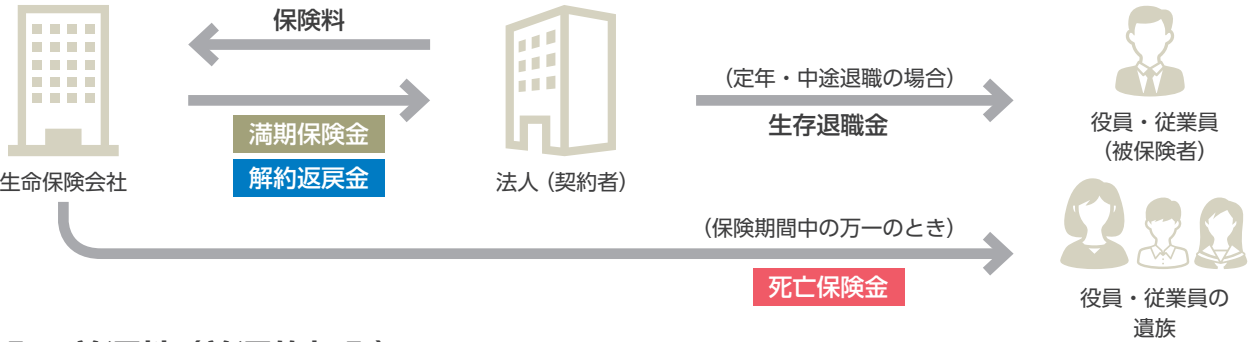
2. 生存退職金の財源確保

保険期間満了時には満期保険金が法人に支払われますので、役員・従業員の生存退職金の原資として、計画的に積み立てることができます。

契約形態

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人
法人	役員・従業員(*1)	役員・従業員の遺族	法人

(保険金等の流れ)



加入の普遍性 (普遍的加入) について

普遍的加入の一般的な考え方は次の通りです。

- 普遍的加入として下記①～③をすべて満たす場合、保険料の1/2を「福利厚生費」として損金算入することができます。(満たさない場合は、保険料の1/2は給与扱いとなります。)
- ご加入後も下記①～③をすべて満たし続ける必要があります。
- 実際のご契約において保険料の1/2が損金算入と認められるか否かの判断は、税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。(保険会社・販売担当者は判断することができません。)

- ①原則、全社員を対象としていること(*2)
- ②保険金額に格差がある場合、それが合理的に決定されていること(*3)
- ③社員の大部分が同族関係者ではないこと(*4)

(*2) 全社員を対象としない場合、職種・年齢・勤続年数等の合理的な基準によって設定される必要があると考えられます。

(*3) 保険金額に格差がある場合は、職種・年齢・勤続年数等の合理的な基準によって設定される必要があると考えられます。

(*4) 加入者の大部分が同族関係者である場合には、同族関係者に係る保険料は給与として取扱われることになります。

経理処理

所定の要件のもとで、保険料の1/2を「福利厚生費」として損金算入することができます。

<留意点>

詳しくは7ページをご覧ください。

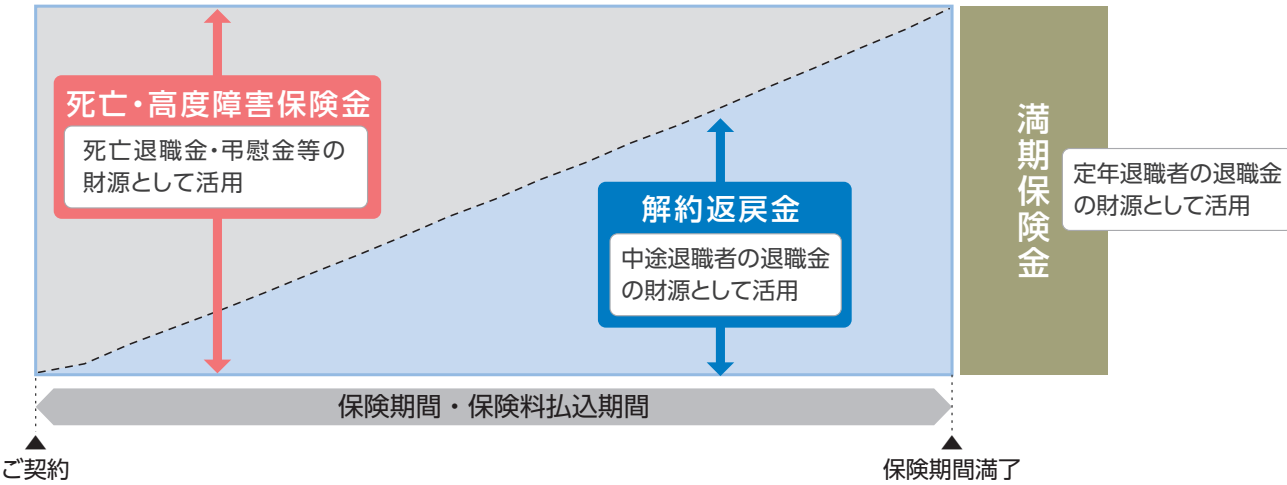
「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません**。

※契約形態、保険金の種類によって経理処理は異なります。

▶ 詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

商品のしくみ

(イメージ)



※死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は、いずれかのお受取りになります。

※契約年齢、保険期間、性別等によっては、死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金の額は、お支払いいただいた保険料の合計額を下回ることがあります。

払込保険料累計・解約返戻金推移表

- ご契約例
- 契約年齢(被保険者)：45歳(男性)
- 保険期間・保険料払込期間：65歳まで
- 保険金額：500万円
- 月払保険料(口座振替)：23,370円

経過年数	年齢	A. 払込保険料累計 円	B. 解約返戻金 円	解約返戻率 約(B÷A) %
5年	50歳	1,402,200	1,120,000	79.8
10年	55歳	2,804,400	2,391,500	85.2
11年	56歳	3,084,840	2,640,500	85.5
12年	57歳	3,365,280	2,891,500	85.9
13年	58歳	3,645,720	3,145,000	86.2
14年	59歳	3,926,160	3,400,500	86.6
15年	60歳	4,206,600	3,658,500	86.9
16年	61歳	4,487,040	3,920,000	87.3
17年	62歳	4,767,480	4,184,000	87.7
18年	63歳	5,047,920	4,452,000	88.1
19年	64歳	5,328,360	4,724,000	88.6
20年	65歳	5,608,800	5,000,000	89.1

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を、年齢は契約応当日における被保険者の年齢を表示しています。
※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。

※最終年度の解約返戻金は、満期保険金額を表示しています。
※実際の解約返戻金額等は、払込方法<回数>、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。

保険金や解約返戻金を一括または年金で受取ることができます

1

一括

で受取る

一時金で受取る。

2

年金

で受取る

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加して、受取方法を変更することもできます。

● 保証期間付終身年金 (保証期間:10年) の場合

年金等

年金額 × 10年

年金額 × 一生涯

保証期間 (10年)

年金受取開始

終身

年金受取り方法

決まった期間
受取りたい

確定年金 (年金支払期間指定型)

指定した年金支払期間に応じた年金額をお受取りいただけます。

年金支払期間

5～70年 (5年単位)

決まった金額
を受取りたい

確定年金 (年金額指定型)

指定した年金額を一定期間お受取りいただけます。

年金支払期間

5年以上1年単位
(指定した年金額に応じて定まります。)

生きている限り
ずっと受取りたい

保証期間付終身年金 (*1)

年金受取人が生存されている場合、年金を受取り続けることができます。

保証期間

5年・10年・15年・20年

一生涯
お受取り

夫婦のどちらかが
生きている限り
ずっと受取りたい

保証期間付夫婦連生終身年金 (*1)

年金受取人またはその配偶者が生存されている場合、年金を受取り続けることができます。

保証期間

5年・10年・15年・20年

一生涯
お受取り

据置受取り

必要になった時に
受取りたい

保険金等

据置保険金等

すぐに受取らずにジブラルタ生命所定の利息をつけて据え置くことができます。

据置期間

10年または保険期間のいずれか短い期間

(*1) 年金受取人が法人の場合、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦連生終身年金を選択することはできません。

※年金額は、年金基金設立時におけるジブラルタ生命所定の利率および計算方法により計算します。

※据置利息は、据置開始時におけるジブラルタ生命所定の利率および計算方法により計算します。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

さらに

死亡保険金受取人を指定

すると、死亡保険金を最短でその日のうちにお受取りいただける「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

● 死亡保険金受取人が、法人または個人事業主、未成年者、2人以上の場合は、このサービスを利用できません。

● 責任開始日（あるいは最後の復活または復旧の責任開始日）から2年以上経過しているご契約が対象です。

● このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円（*2）を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受取りいただけない場合もあります。

(*2) 受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

ご契約後の環境変化に対応し、保障を継続することができます

契約者貸付

急な資金繰りに対応できます。

● 解約返戻金の一定割合を限度として、契約者貸付をご利用いただけます。

● 保障を続けたまま、急な資金需要にも対応できます。

保険料の払込方法〈回数〉変更

保険料の払込方法を変更したいときは…

● 払込方法〈月払・半年払・年払〉を変更できます。

自動振替貸付

一時的に保険料の都合がつかないときは…

● 保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立替えします。

● お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。

保険金額の減額

保険料のご負担を軽くすることができます。

● ジブラルタ生命の定める範囲内で保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。

※減額後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

払済保険への変更

保険料のお払込みを中止し、ご契約を継続できます。

● 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の養老保険に変更できます。

● 払済保険変更後の保険金額は、払済保険に変更する前より一般的に小さくなります。

※払済後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

延長定期保険への変更

保険料のお払込みを中止し、定期保険として継続できます。

● 保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間中の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更できます。

定期保険への変更後は、満期保険金はありません。

● 保険金額は変わりませんが、保険期間は変更時の解約返戻金額によって異なります。

● 延長定期保険に変更した場合の保険期間が変更前の満期まで続く場合、満期時に生存給付金を受取れる場合もあります。

名義変更

個人契約として保障を引継ぐことができます。

● 契約者および満期保険金受取人を法人から個人に変えることにより、個人契約として保障を引継ぐことができます。

● 被保険者の退職時にあわせて、万一の保障を個人に引継げます。

※各種お取扱いは、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

※ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

必要な備え

福利厚生プランとは

商品のしくみ

ご契約後の取扱い

経理処理について

ご契約例

05

06

経理処理について

所定の要件を満たすことによって、主契約の払込保険料の2分の1を「福利厚生費」として損金算入することができます。（養老保険に係る保険料（法人税基本通達9-3-4（3）））

<留意点>

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません。**

※契約形態、保険金の種類によって経理処理は異なります。

▶ 詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

福利厚生プランの経理処理例

全社員、または年齢、勤続年数等、合理的な基準による普遍的加入であることを前提としています。（普遍的加入の詳細については、3ページをご覧ください。）

- (ご契約例)
- 契約者：法人

● 死亡保険金受取人：役員・従業員の遺族

● 被保険者：役員・従業員

● 満期保険金受取人：法人

【保険料支払時】

保険料の1/2を「保険料積立金」として資産に計上し、1/2を「福利厚生費」として損金に算入します。

例：月払保険料として10万円を支払った場合

借方		貸方	
保険料積立金	5万円	現金または預金	10万円
福利厚生費(*)	5万円		

(*)役員または部課長、その他特定の従業員のみを被保険者としている場合には、給与として取扱われることになります。また、加入者の大部分が同族関係者である場合には、同族関係者に係る保険料は給与として取扱われることになります。

【保険金受取時】

ケース①：法人が満期保険金を受取った場合

「保険料積立金」の資産計上額を取崩し、受取った保険金との差額を「雑収入」として益金に算入します。

例：満期保険金として法人が3,000万円を受取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が1,400万円だった場合

借方		貸方	
現金または預金	3,000万円	保険料積立金	1,400万円
		雑収入	1,600万円

ケース②：死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合

「保険料積立金」の資産計上額を取崩し、同額を「雑損失」として損金に算入します。

例：死亡保険金として被保険者の遺族が3,000万円を受取り、この時点で資産に計上していた保険料積立金が300万円だった場合

借方		貸方	
雑損失	300万円	保険料積立金	300万円

この資料に記載されている税務取扱いは、2024年8月現在のものです。
税務取扱いは税制改正等により、将来的に変更されることがあります。
個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

参考 ▶ ご理解いただきたい**公的年金（遺族年金・老齢年金）**についてご案内します。

遺族年金とは

万一のことがあったとき、遺されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「**遺族年金**」があります。

遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

※遺族年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



老齢年金とは

リタイア後の生活を守るための公的保障として「**老齢年金**」があります。

老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、加入している年金の種別によって受給額が異なります。

※老齢年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。



※ 2024年8月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。



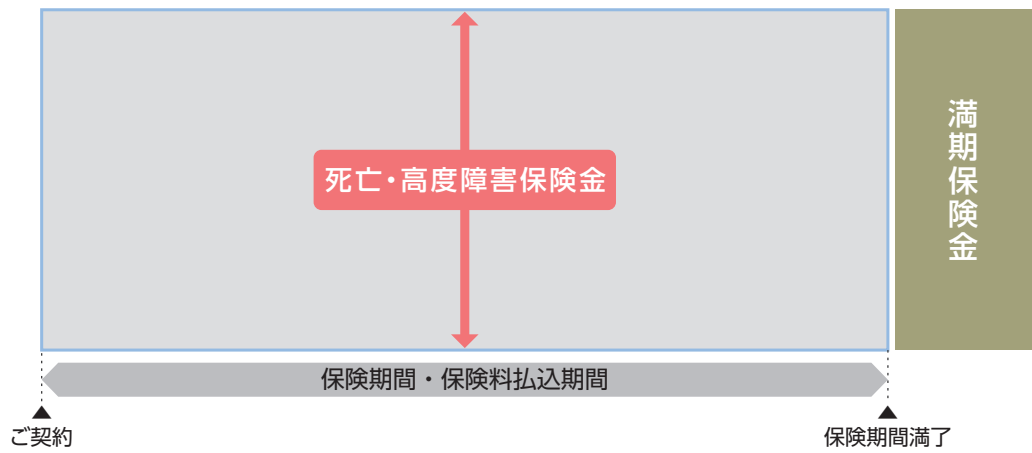
A社様の場合

ご契約例 1

契約者	法人
被保険者数	合計 9名 (ご契約当初の合計人数)
死亡・高度障害保険金額 満期保険金額	500万円 (全員一律)
保険期間	65歳満了 (全員一律)
年払保険料	1,444,105円 (ご契約当初の合計保険料)

●社員構成 (若年層が多い構成)

年齢	男性	女性
20歳	2人	1人
30歳	2人	1人
40歳	2人	1人



[上記ご契約例 1の場合のシミュレーション]

経過年数	対象となる被保険者数	A. 払込保険料累計 円	B. 解約返戻金 円	解約返戻率 約 (B ÷ A) %
1年	9人	1,444,105	323,000	22.3
2年	9人	2,888,210	1,623,500	56.2
3年	9人	4,332,315	2,958,500	68.2
4年	9人	5,776,420	4,293,500	74.3
5年	9人	7,220,525	5,645,500	78.1
10年	9人	14,441,050	12,508,500	86.6
15年	9人	21,661,575	19,088,000	88.1
20年	9人	28,882,100	25,913,000	89.7
25年	9人	36,102,625	33,035,000	91.5

※経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を表示しています。

※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。



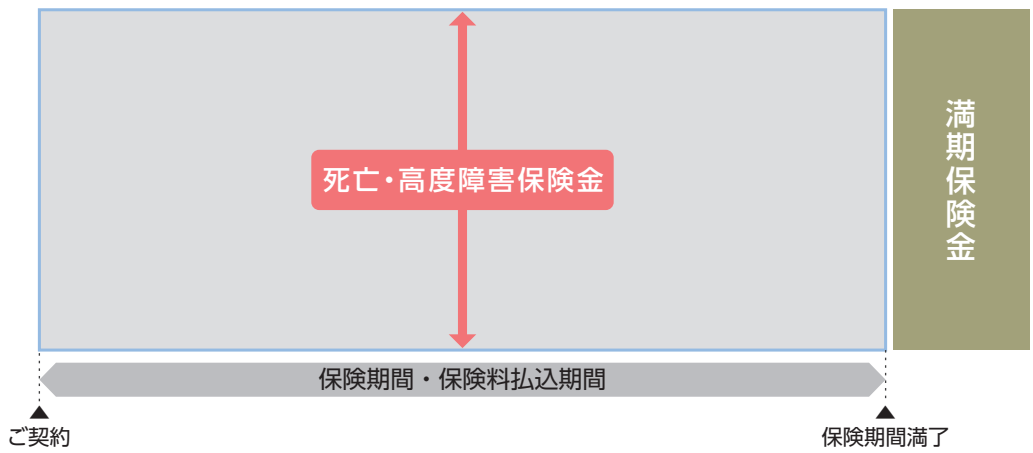
B社様の場合

ご契約例 2

契約者	法人
被保険者数	合計 45名 (ご契約当初の合計人数)
死亡・高度障害保険金額 満期保険金額	500万円 (全員一律)
保険期間	65歳満了 (全員一律)
年払保険料	12,649,075円 (ご契約当初の合計保険料)

●社員構成 (中高年層が多い構成)

年齢	男性	女性
40歳	10人	5人
45歳	10人	5人
50歳	10人	5人



[上記ご契約例 2の場合のシミュレーション]

経過年数	対象となる被保険者数	A. 払込保険料累計 円	B. 解約返戻金 円	解約返戻率 約 (B ÷ A) %
1年	45人	12,649,075	6,385,000	50.4
2年	45人	25,298,150	17,885,000	70.6
3年	45人	37,947,225	29,485,000	77.7
4年	45人	50,596,300	41,127,500	81.2
5年	45人	63,245,375	52,887,500	83.6
10年	45人	126,490,750	112,885,000	89.2
15年	45人	189,736,125	173,040,000	91.2
20年	30人	145,449,500	133,637,500	91.8
25年	15人	80,485,625	75,000,000	93.1

※被保険者の契約年齢によって保険期間満了までの年数は異なります。そのため、保険期間の満了した契約は、経過年数に応じてシミュレーションの表から除外して計算しています。

※実際の解約返戻金額等は、払込方法＜回数＞、経過年月数、払込年月数等によって、表中の金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。
※受取時の税務処理は考慮していません。

お取り扱いについて



2024.9 改訂

◀ジブラルタ生命用

■ 契約年齢範囲・保険期間・保険料払込期間

保険期間・保険料払込期間は、年齢または年数で設定いただけます。

契約年齢範囲 (被保険者)	保険期間・保険料払込期間						
	60 歳	65 歳	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
0～14歳			●	●	●	●	●
15～50歳	●	●	●	●	●	●	●
51～55歳		●	●	●	●	●	●
56～60歳			●	●	●	●	
61～65歳			●	●	●		
66～70歳			●	●			
71～75歳			●				

■ 保険料払込方法＜回数＞

月払・半年払・年払

■ 付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
 - ・指定代理請求特約
 - ・疾病障害による保険料払込免除特約
 - ・保険金等の支払方法の選択に関する特約(*)
- (*) ご契約時に付加することはできません。

■ 高額割引制度について

ご契約の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

■ その他

当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※お申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。

※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年8月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。個別のお取り扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

※生命保険の目的は将来起こりうるリスクにそなえることであり、保険金や保険料等の税法上の優遇措置はそれに付随するものです。

生命保険募集人 について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269**

募集代理店を通じて
ご加入されたお客さま **0120-78-2269**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

通話料
無料

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

Gi-A-2024-021 (YK:2027.9.30)